

年 月 日 午前・午後 時 分受領

婚姻届

年 月 日 届出

愛媛県喜多郡内子町長 殿

受理 年 月 日 第 号

送付 年 月 日 第 号

愛媛県喜多郡内子町長 印

書類調査

戸籍記載

記載調査

調査票

附票

住民票

通知

(1) 氏名

(よみかた)

氏名

生年月日

夫になる人

妻になる人

(2) 住所

(住所登録をしているところ)

番地 番号

世帯主の氏名

妻になる人

番地 番号

世帯主の氏名

(3) 本籍

(外国人のときは国籍だけを書いてください)

番地 番号

筆頭者の氏名

父

母

続き柄

父

母

続き柄

(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍

☐ 夫の氏

☐ 妻の氏

新本籍 (左の☒の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)

番地 番号

(5) 同居を始めたとき

年 月

結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください

(6) 初婚・再婚の別

☐ 初婚

☐ 再婚

☐ 死別

☐ 離別

年 月 日

(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と

夫 妻

1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯

2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

6. 仕事をしている者のいない世帯

(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

(8) 夫婦の職業

夫の職業

妻の職業

その他

届出人署名 (*押印は任意)

夫 印

妻 印

事件簿番号

連絡先

夫

妻

夫

妻

不受理

有

無

通送

夫・妻

年 月 日

使者

不受理

有

無

確認

通知

住定日

夫

妻

年 月 日

記入の注意

鉛筆や消えやすいペンで書かないでください。
日曜日や祝日でも届けることができます。（この場合、宿直等で取り扱いますので、前日までに窓口にご相談ください。）
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
婚姻によって、住所や世帯主が変わる方は、別に住民異動届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

署名は必ず本人が婚姻する前の氏名で自署してください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- 注1 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
注2 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。
注3 ☐には、あてはまるものに☒のようにするしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
注4 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

証人		
署名	印	印
押印 (*押印は任意)	年 月 日	年 月 日
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	番地 番号	番地 番号
本籍	番地 番号	番地 番号

注1

注2

注3

注4

